## 会館施設使用料

以下各施設ごとの料金表となっております。

- ・利用にあたっては、催物にかかる全ての時間、準備・本番・片付けを含む時間でご利用していただきます。
- ・催物にかかる加算については料金加算についてを参照下さい。

## ホール・楽屋等

施設名	区分	午前 9時から12時	午後 13時から17時	夜間 18時から21時30分	全日 9時から21時30分
	平日	19,400	36,800	46,900	92,000
大ホール	土曜日	25,000	46,500	54,500	113,500
	日曜日・祝日	27,200	47,300	55,600	118,200
	楽屋6	400	700	900	1,900
	楽屋7	700	1,000	1,300	2,600
	楽屋8	800	1,200	1,500	3,200
楽屋9		800	1,200	1,500	3,200
	主催者控室	400	700	800	1,700
	平日	8,200	15,600	19,900	39,000
中ホール	土曜日	10,600	19,700	23,000	48,000
	日曜日・祝日	11,500	20,000	23,500	50,000
	楽屋1	300	500	700	1,400
楽屋2		300	500	700	1,400
	楽屋3	300	500	700	1,400
楽屋4		300	500	700	1,400
楽屋5		300	500	700	1,400
	主催者控室	300	500	700	1,400
大ホール	リハーサル室1	700	900	1,100	2,300
中ホール	リハーサル室2	1,100	1,200	1,400	3,400
兼用楽屋					

# 会議室

施設名	午前	午後	夜間	全日
他設有	9時から13時	13時から17時	17時から21時30分	9時から21時30分
東ホール	8,000	10,600	13,400	28,000
大会議室	3,200	4,100	5,200	10,900
中会議室	900	1,100	1,400	2,900
東会議室	1,700	2,200	2,800	5,900
談話室	1,000	1,300	1,700	3,500
会議室1	2,600	3,400	4,300	8,900
会議室2	2,300	3,100	3,800	8,000
会議室3	2,600	3,400	4,300	8,900

#### 展示場

施設名	午前 9時分から13時	午後 13時から17時	夜間 17時から21時30分	全日 9時から21時30分
展示場1	3,700	6,100	7,700	16,000
展示場2	8,300	13,700	17,300	36,000

#### その他

施設名	午前 9時から13時	午後 13時から17時	夜間 17時から21時30分	全日 9時から21時30分
茶室	2,900	5,300	6,500	13,100
音楽室	700	900	1,200	2,500

### 備考

1. ホールの利用にあたって、入場料又はこれに類するものを徴収するときは、当該使用料に次の金額を加算する。この場合において、対象となる入場料徴収額は、最高の額のものとする。

入場料等徴収額	加算金額
1人1,000円未満	当該使用料の2割相当額
1人1,000円以上3,000円未満	当該使用料の5割相当額
1人3,000円以上	当該使用料の10割相当額

- 2. 施設等を商業宣伝又は収益を目的として利用する場合は、当該使用料の10割相当額を加算する。
- 3. ホールのうち舞台のみを利用する場合の使用料は、当該使用料の3割相当額とする。
- 4. 東ホールを分割して利用する場合の使用料は、当該使用料の5割相当額とする。
- 5. 展示場1を分割して利用する場合の使用料は、当該使用料の5割相当額とする。
- 6. 市内に住所を有しない者又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が、 会館を利用する場合の使用料は当該使用料の3割相当額を加算する。
- 7. 使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 8.「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。